

第7回 中環審石綿飛散防止小委員会における意見

2019年10月21日

経団連環境安全委員会環境管理WG 座長

吉住 正浩

標記の会合に提示された取りまとめ案につき、経団連としての意見を下記に取りまとめましたので、お取り計らいの程、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

今般、提示された「今後の石綿飛散防止の在り方について（答申案）」は、これまでに述べてきた経団連の考え方が、全体として反映されたものと評価する。

特に、前回の小委員会で議論となった「特定粉じん排出等作業中の大気濃度の測定」について、答申案では、「現状では全国一律での測定の制度化には困難な課題が残っているため、関係者が協力して測定実績を積み重ねるとともに、課題解決に取り組む必要がある」とされ、測定の制度化は見送ることとされている。経団連として、この方向性に賛同したい。

事業者として、実効ある石綿飛散防止対策を実施するにあたり、漏えい防止を徹底する観点からは、仮に飛散防止の指標となる基準が設定され、それを超過した場合には、適切な措置を講じることは当然である。特に、これまでも意見を述べてきたとおり、石綿飛散防止対策を実効ある制度とするには、対応にあたる関係者が現場で混乱なく、効果的な対応を行うことを可能とする合理的な規定であることが必要不可欠である。そうした観点からは、隔離場所周辺での大気濃度測定のあり方を検討するにあたっては、平成25年の中間答申にて示された課題について、より一層の検討が必要となると考える。

具体的には、平成25年の中間答申では、「大気濃度測定に要する期間は一般的に数日程度と考えられることから、（中略）一律に大気濃度測定を義務付けるか否かについては、慎重に検討すべき」とされ、「標準的な測定方法及び測定結果の評価方法が統一されていないため、石綿飛散防止に係る判断が必ずしも一致しない状況にある」等の課題が指摘されている。この点、現状においても、①迅速な測定が可能な機器がいまだに開発されておらず、測定結果を得るまでに

一定の期間を要する、②指標を超過した場合に隔離の不具合のみならず、他の要因もあることが想定され、その原因を特定することが困難な場合が生じる可能性があるといった課題が依然として解決されていない現状にある。また、指標となる基準と、それを超過した際の対応についても、合理的なものとするのが求められるが、「総繊維数濃度 10 本/L」という指標水準および総繊維数を測定することについて、その妥当性を十分に検討すべきであり、超過時の措置のあり方についてもさらなる検討が求められる。

以上を踏まえると、答申案では「当面利用可能な測定方法について一定の結論を得た」とされているが、現状では、大気濃度測定のあり方について、一定の結論を得るに至るまでの十分な議論や検証が尽くされたとは言い難いと考える。

大気濃度の測定については、上述した様々な現状の課題を踏まえ、事業者の主體的な取り組みの一環として推進することで、より実効ある石綿飛散防止対策を実現し、周辺住民等とのコミュニケーションの一助ともなることを期待したい。

以上